

観音寺市 介護予防訪問事業 サービスコード表 (国基準相当)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	介護予防訪問介護1 1	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,176単位	1月につき	
A2	1211	介護予防訪問介護1 2		(2)事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	2,349単位		
A2	1321	介護予防訪問介護1 3		(3)事業対象者、要支援2(週2回を超える程度)	3,727単位		
A2	2411	介護予防訪問介護2 1	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位	1回につき	
A2	2511	介護予防訪問介護2 2		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179単位
A2	2621	介護予防訪問介護2 3			(二)所要時間45分以上の場合		220単位
A2	1411	介護予防訪問介護短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163単位		
A2	C211	介護予防訪問高齢者虐待防止未実施減算1	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	12単位減算	1月につき	
A2	C212	介護予防訪問高齢者虐待防止未実施減算1		(2)事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	23単位減算		
A2	C214	介護予防訪問高齢者虐待防止未実施減算1		(3)事業対象者、要支援2(週2回を超える程度)	37単位減算		
A2	C216	介護予防訪問高齢者虐待防止未実施減算2	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	1回につき	
A2	C217	介護予防訪問高齢者虐待防止未実施減算2		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算
A2	C218	介護予防訪問高齢者虐待防止未実施減算2			(二)所要時間45分以上の場合		2単位減算
A2	C219	介護予防訪問高齢者虐待防止未実施減算短		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算		
A2	6001	介護予防訪問介護同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき	
A2	6003	介護予防訪問介護同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算		
A2	6002	介護予防訪問介護同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算		
A2	8000	介護予防訪問介護特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき	
A2	8002	介護予防訪問介護特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	1回につき	
A2	8100	介護予防訪問介護小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2	8102	介護予防訪問介護小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	1回につき	
A2	8110	介護予防訪問介護中山間地域等提供加算			所定単位数の 5%加算	1月に	

種別	コード	介護予防訪問介護等に関する加算	加算内容	所定単位数	加算率	単位数	回数
A2	8112	介護予防訪問介護中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の	5%加算		つき 1回につき
A2	4001	介護予防訪問介護初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200 1月につき
A2	4003	介護予防訪問介護生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100
A2	4002	介護予防訪問介護生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200
A2	6102	介護予防訪問介護独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50 1回につき
A2	6269	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 245/1000加算	
A2	6270	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 224/1000加算	
A2	6271	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 182/1000加算	
A2	6380	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 145/1000加算	
A2	6381	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅴ1	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		所定単位数の 221/1000加算	
A2	6382	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅴ2		(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		所定単位数の 208/1000加算	
A2	6383	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅴ3		(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		所定単位数の 200/1000加算	
A2	6384	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅴ4		(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		所定単位数の 187/1000加算	
A2	6385	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅴ5		(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		所定単位数の 184/1000加算	
A2	6386	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅴ6		(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)		所定単位数の 163/1000加算	
A2	6387	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅴ7		(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)		所定単位数の 163/1000加算	
A2	6388	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅴ8		(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)		所定単位数の 158/1000加算	
A2	6389	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅴ9		(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)		所定単位数の 142/1000加算	
A2	6390	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅴ10		(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)		所定単位数の 139/1000加算	
A2	6391	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅴ11		(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		所定単位数の 121/1000加算	
A2	6392	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅴ12		(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		所定単位数の 118/1000加算	
A2	6393	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅴ13		(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		所定単位数の 100/1000加算	
A2	6394	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅴ14		(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		所定単位数の 76/1000加算	

## 日割り計算用サービスコード

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	2111	介護予防訪問介護Ⅰ日割	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	39単位	1日につき	
A2	2211	介護予防訪問介護Ⅱ日割	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	77単位		
A2	2321	介護予防訪問介護Ⅲ日割	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者、要支援2(週2回を超える程度)	123単位		
A2	C220	介護予防訪問高齢者虐待防止未実施減算1	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1単位減算		-1
A2	C213	介護予防訪問高齢者虐待防止未実施減算1		(2)事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	1単位減算		-1
A2	C215	介護予防訪問高齢者虐待防止未実施減算1		(3)事業対象者、要支援2(週2回を超える程度)	1単位減算		-1
A2	8001	介護予防訪問介護特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		
A2	8101	介護予防訪問介護小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		
A2	8111	介護予防訪問介護中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		